

アルミペイントの使用制限に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

アルミペイントの使用制限に関する事項

改正理由

鋼船規則検査要領 C 編 C25 では、IACS 統一規則 F2 に基づき、タンカー及び危険化学品ばら積船の貨物油タンク等においてはその含有率にかかわらず、アルミニウムを含む塗料（アルミペイント）が使用出来ない旨規定されている。

一方、鋼船規則 CSR-T 編では、IACS 二重船殻油タンカーのための共通構造規則（CSR-T）に基づき、適切な試験を行い、安全性を確認した場合にはアルミペイントの使用が認められており、また、アルミニウム含有量が重量比で 10%以下の塗料については試験についても省略する事ができる旨規定されている。

本件に関し、IACS において IACS 統一規則 F2 の要件と CSR-T の要件との整合を図るための見直しが行われ、2012 年 11 月に IACS 統一規則 F2(Rev.2)として採択された。

今般、IACS 統一規則 F2(Rev.2)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

タンカー及び危険化学品ばら積船の貨物タンク等において、乾燥塗膜における重量比でアルミニウムの含有量が 10%以下の塗料は使用できる旨改めた。